

第2部 相続対策における信託の活用事例

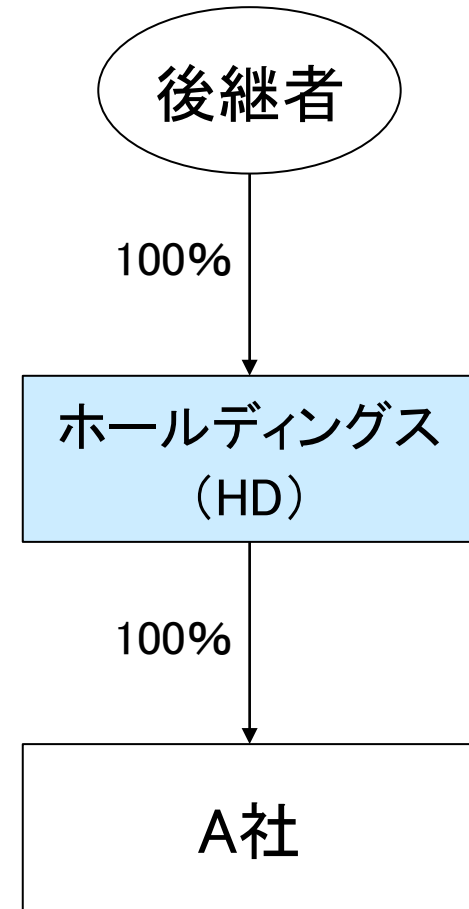
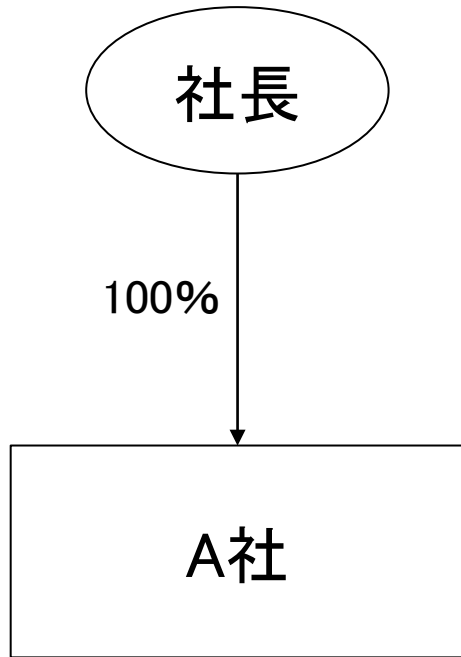
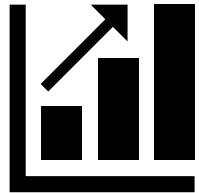
税理士法人タクトコンサルティング
公認会計士・税理士 高木 真哉

1. 銀行スキームからの脱却を図る活用
2. 受益権複層化信託とは
3. 配偶者居住権との比較

前提条件

会社名	A社
A社の株主	現社長のみ
後継者	長女
相続税法上の 評価額	1億円 (大会社、類似業種比準価額100%)
法人・所得税法上の 評価額	3億円

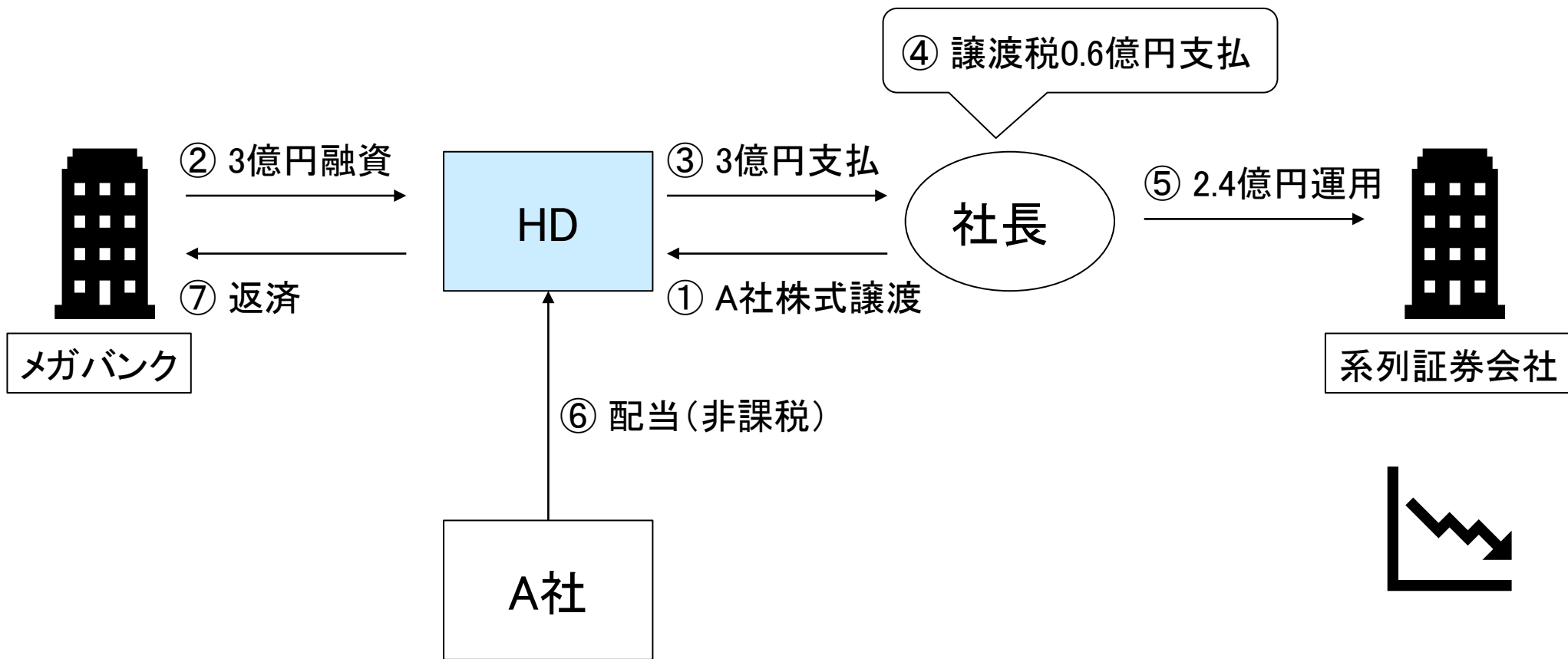
銀行の提案内容



財産	✓ A社株式 1億円 (相続税評価)
----	-----------------------

財産	✓ 預金 2.4億円 (3億円-譲渡税0.6億円)
----	------------------------------

お金の流れ



銀行提案のデメリット

①

相続・贈与であれば譲渡税0.6億円の負担は生じなかった。

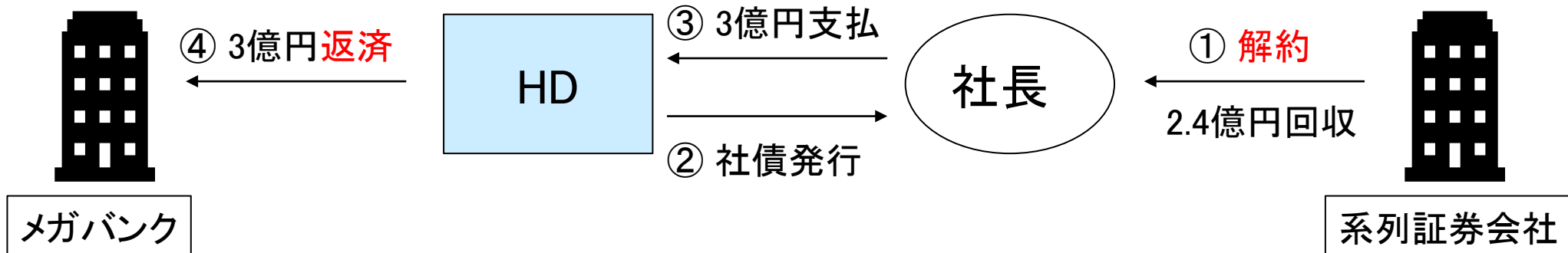
②

法人税・所得税法上の評価額が相続税法上の評価額より大きい場合には、売買の結果、相続財産が増加し、相続税が増加してしまう。

③

HDの3億円の借金は実質的にA社が返済することになる
(資金繰り悪化)。

対策



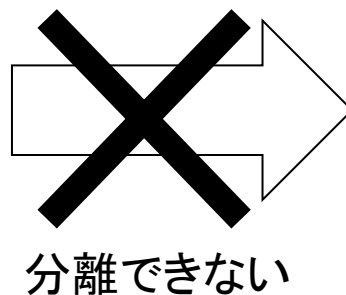
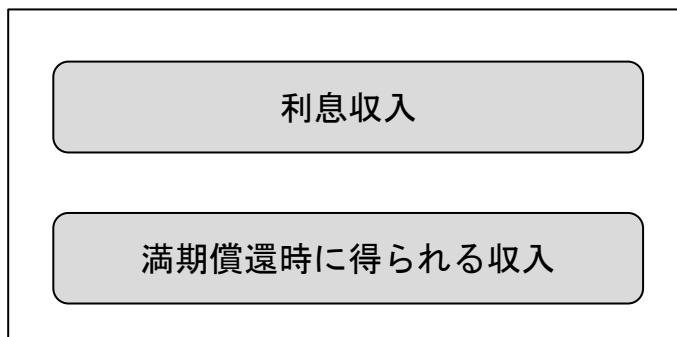
社債発行内容
1. 発行価額 3億円
2. 期間 20年
3. 償還方法 満期一括
4. 金利 3%
5. 無担保無保証

受益権複層化信託

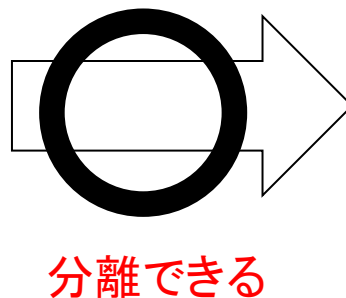
信託を活用することで、受益権を「収益受益権」と「元本受益権」に分割することができる。

■ 社債のケース

① 通常の場合



② 受益権複層化信託の場合

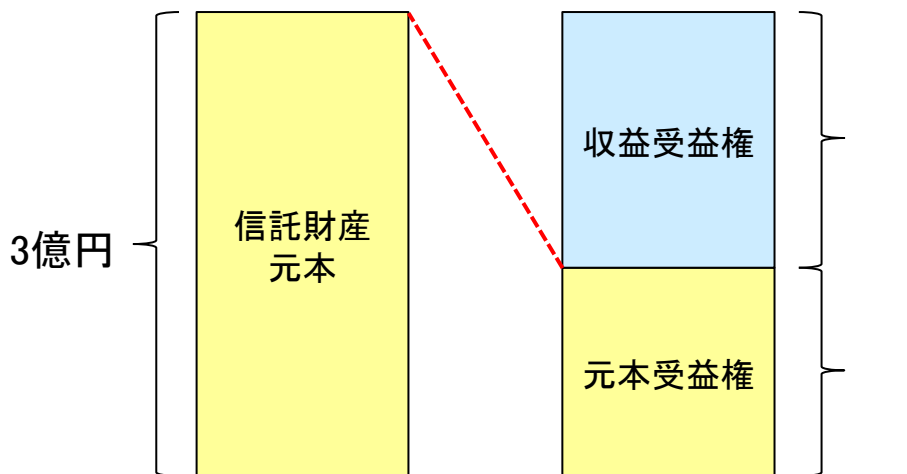


受益権の評価

信託契約の内容

- | | |
|-----------|-------|
| ① 信託財産の種類 | 社債3億円 |
| ② 期間 | 20年 |
| ③ 信託財産の金利 | 3%(年) |

- | | |
|----------|-------|
| ⑤ 収益受益権者 | 社長(父) |
| ⑥ 元本受益権者 | 長女 |



【収益受益権の評価】

900万円(金利/年) → 1億7812万円

* 基準年利率0.1%の場合の複利現価率にて計算

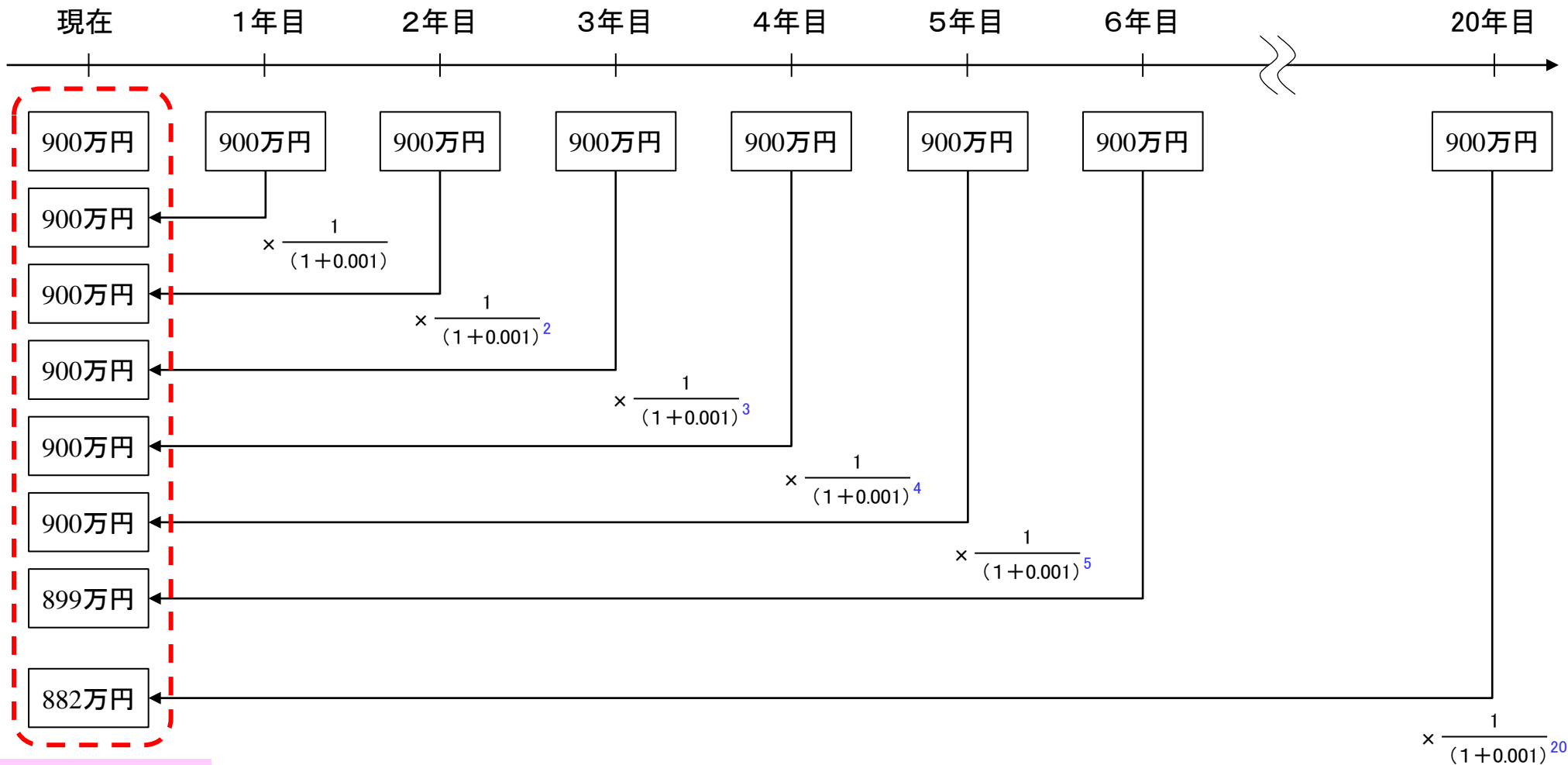
【元本受益権の評価】

3億円(信託価格) - 1億7812万円(収益受益権評価額)

= 1億2188万円

収益受益権の評価（財産評価基本通達202）

収益受益権者が受け取る各年の利益の額を現在価値に割り戻した金額の合計額となる。



合計1億7812万円

※ 国税庁が公表する基準年利率を0.1%として計算

元本受益権の評価（財産評価基本通達202）

信託財産の評価額から収益受益権の評価額を控除した金額となる。

元本受益権の 評価額	＝	信託財産の 評価額	－	収益受益権の 評価額
1億2188万円	＝	社債金額 3億円	－	1億7812万円

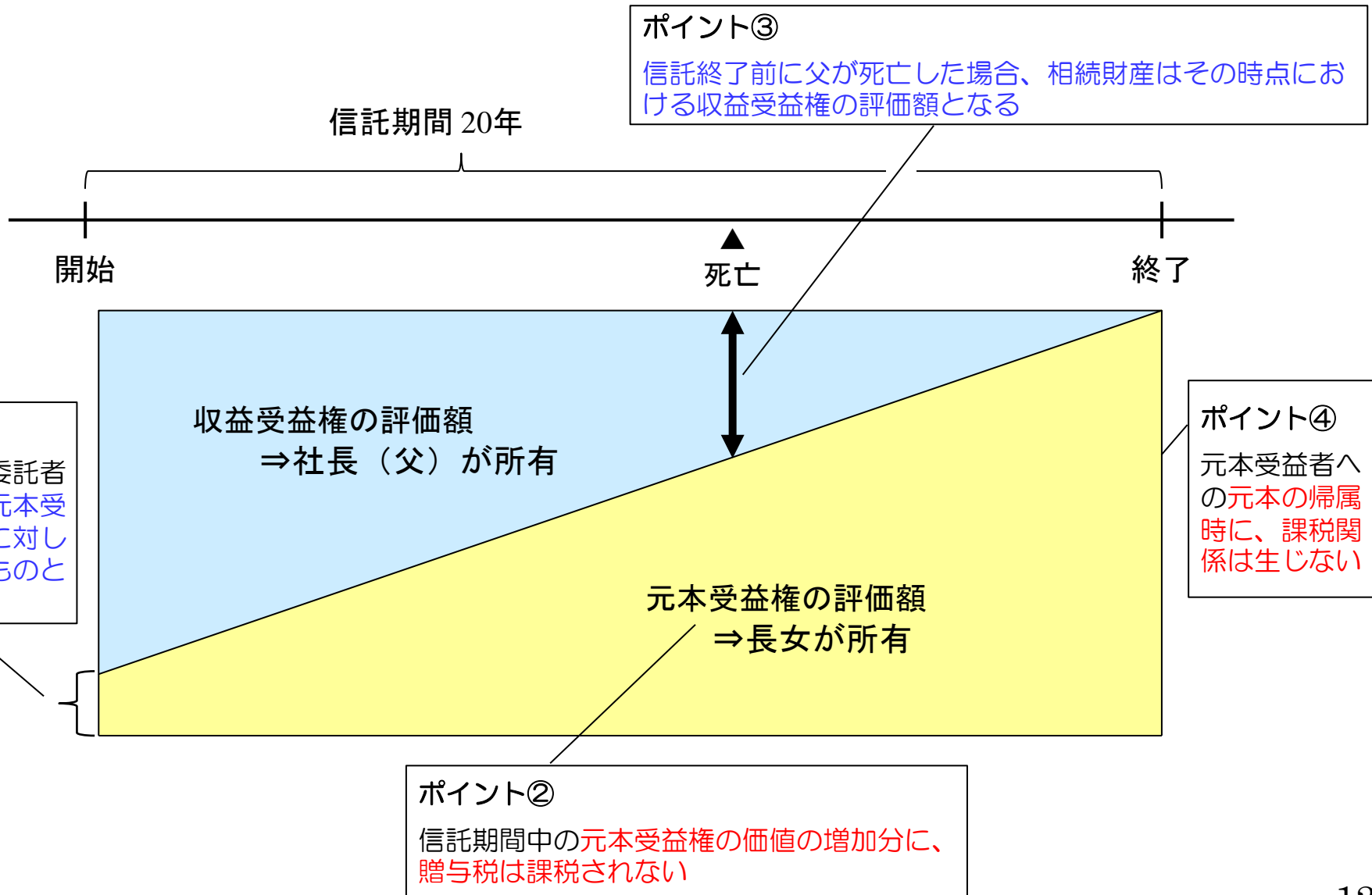
【参考】 財産評価基本通達202

(信託受益権の評価)

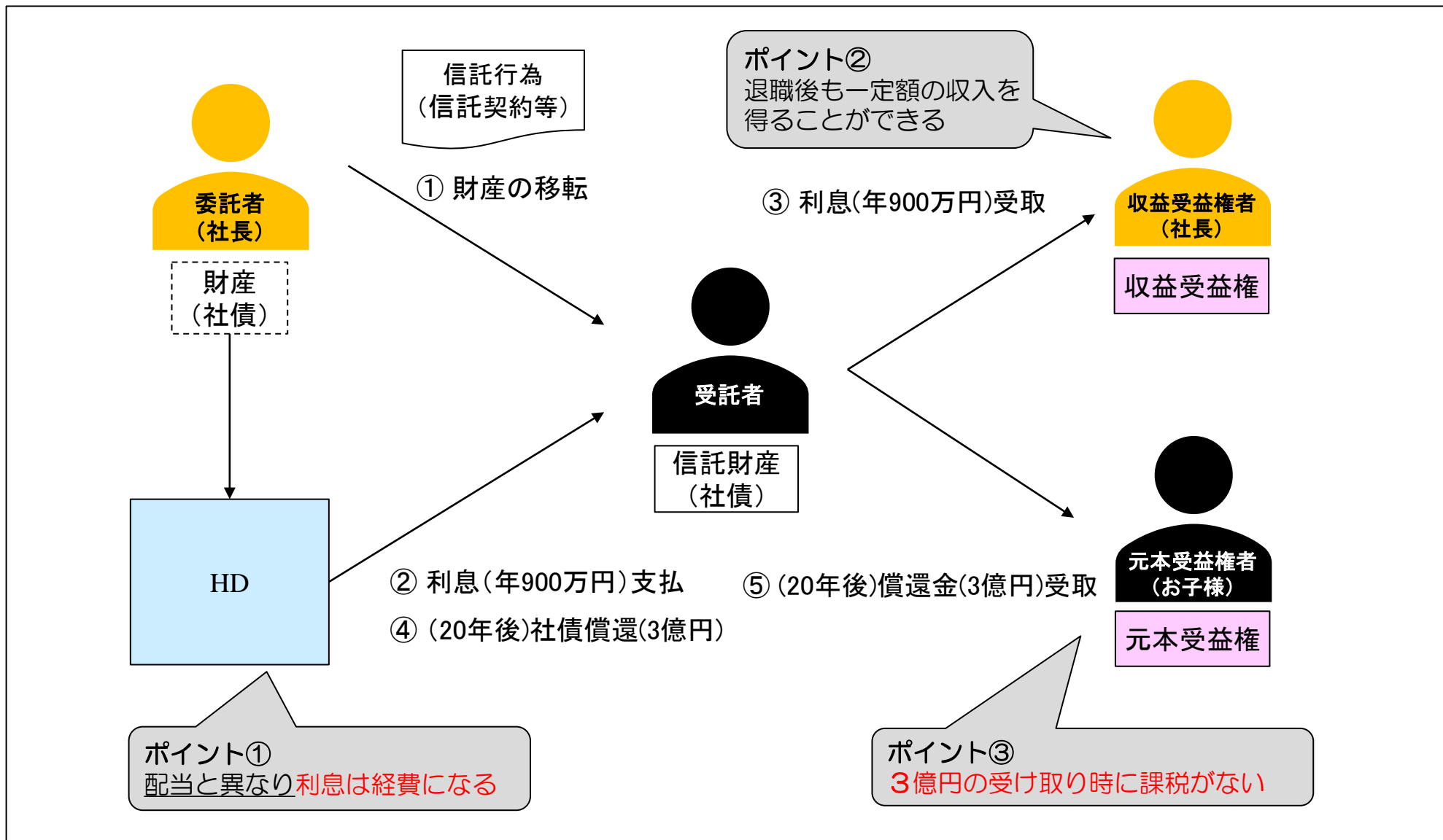
202 信託の利益を受ける権利の評価は、次に掲げる区分にしたがい、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によつて評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本および収益の一部を受ける場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によつて評価する。
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によつて評価する。
 - イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額
 - ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

受益権の評価額の推移のイメージとポイント



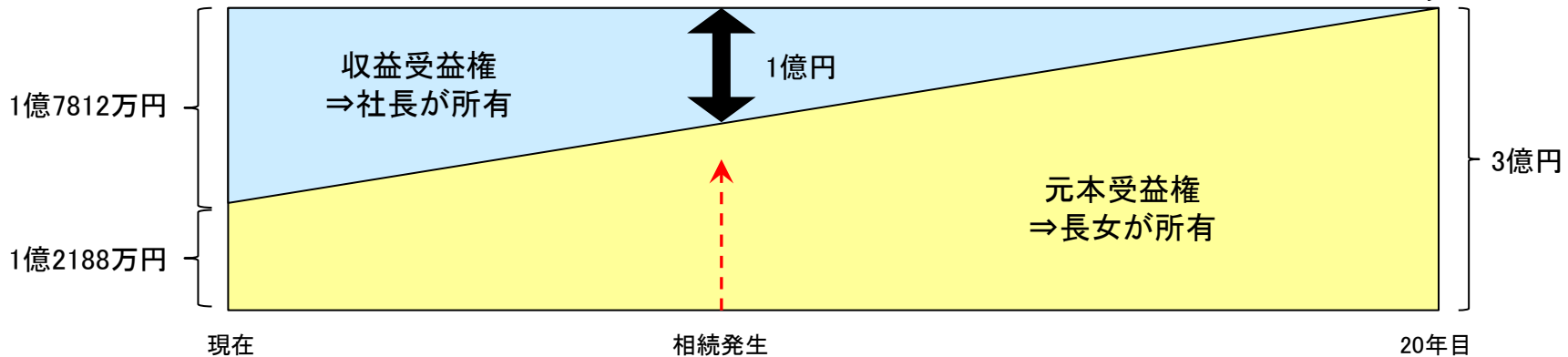
活用イメージ



実行に伴う課税関係

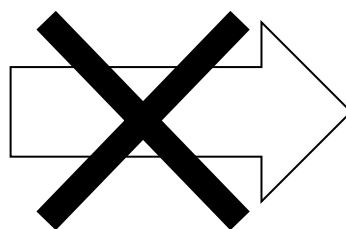
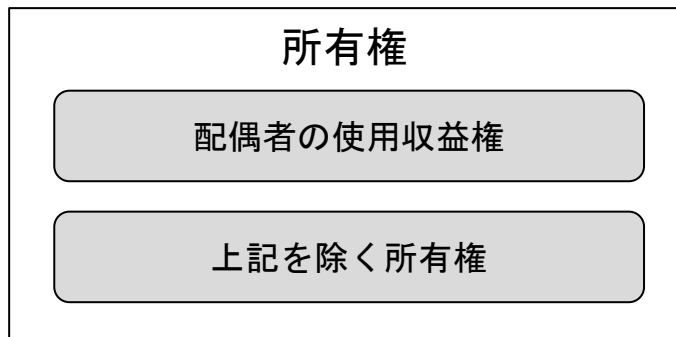
信託開始時	<ul style="list-style-type: none"> ●元本受益権を社長から長女へ贈与したものとみなされる 贈与税 (1億2188万円-2500万円) × 20% = 1937万円 (相続時精算課税制度利用) 								
相続時	<ul style="list-style-type: none"> ●相続税計算に含める収益受益権 = 相続発生時の評価 相続時発生時の収益受益権の評価額が仮に1億円とすると、 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>元本受益権(贈与)</td> <td style="text-align: right;">1億2188万円</td> </tr> <tr> <td>収益受益権</td> <td style="text-align: right;">1億円</td> </tr> <tr> <td>▲信託設定前の財産額</td> <td style="text-align: right;">3億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;"> ▲7812万円 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; color: red;">差額</p>	元本受益権(贈与)	1億2188万円	収益受益権	1億円	▲信託設定前の財産額	3億円	▲7812万円	
元本受益権(贈与)	1億2188万円								
収益受益権	1億円								
▲信託設定前の財産額	3億円								
▲7812万円									

収益受益権の評価がゼロとなる
20年目が最も節税になる。



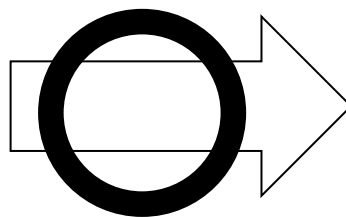
配偶者居住権との比較①

■ 配偶者居住権を設定しない場合

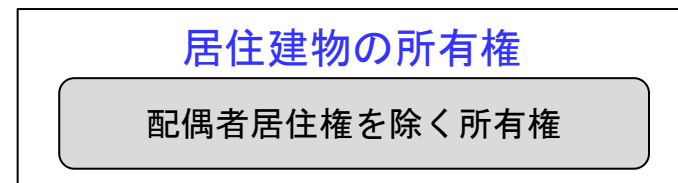
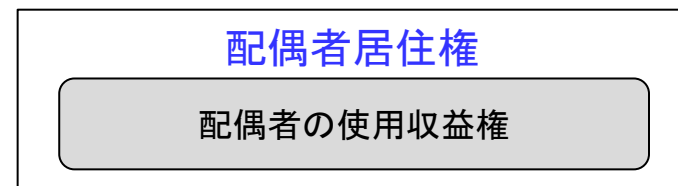


分離できない

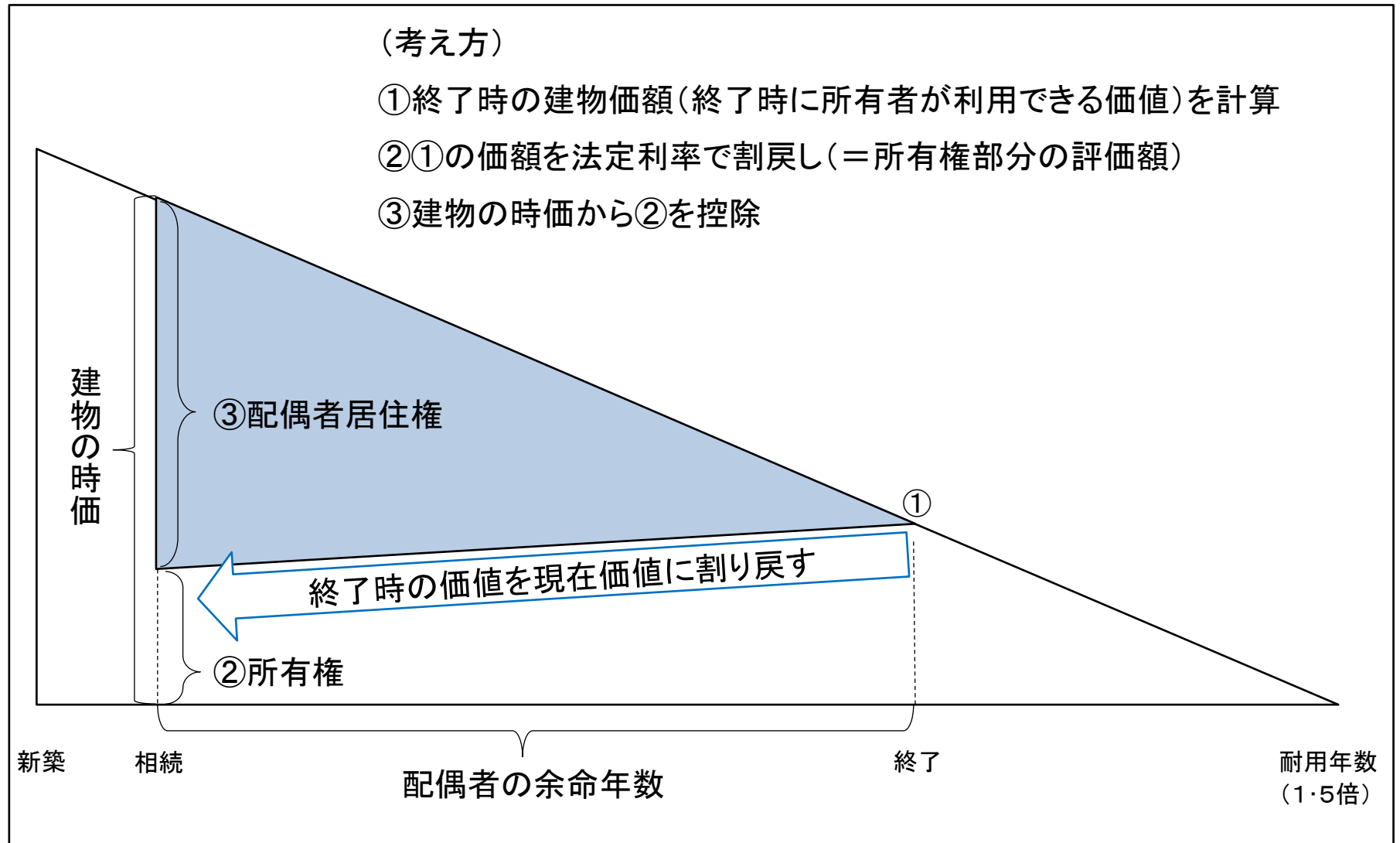
■ 配偶者居住権を設定する場合



分離できる

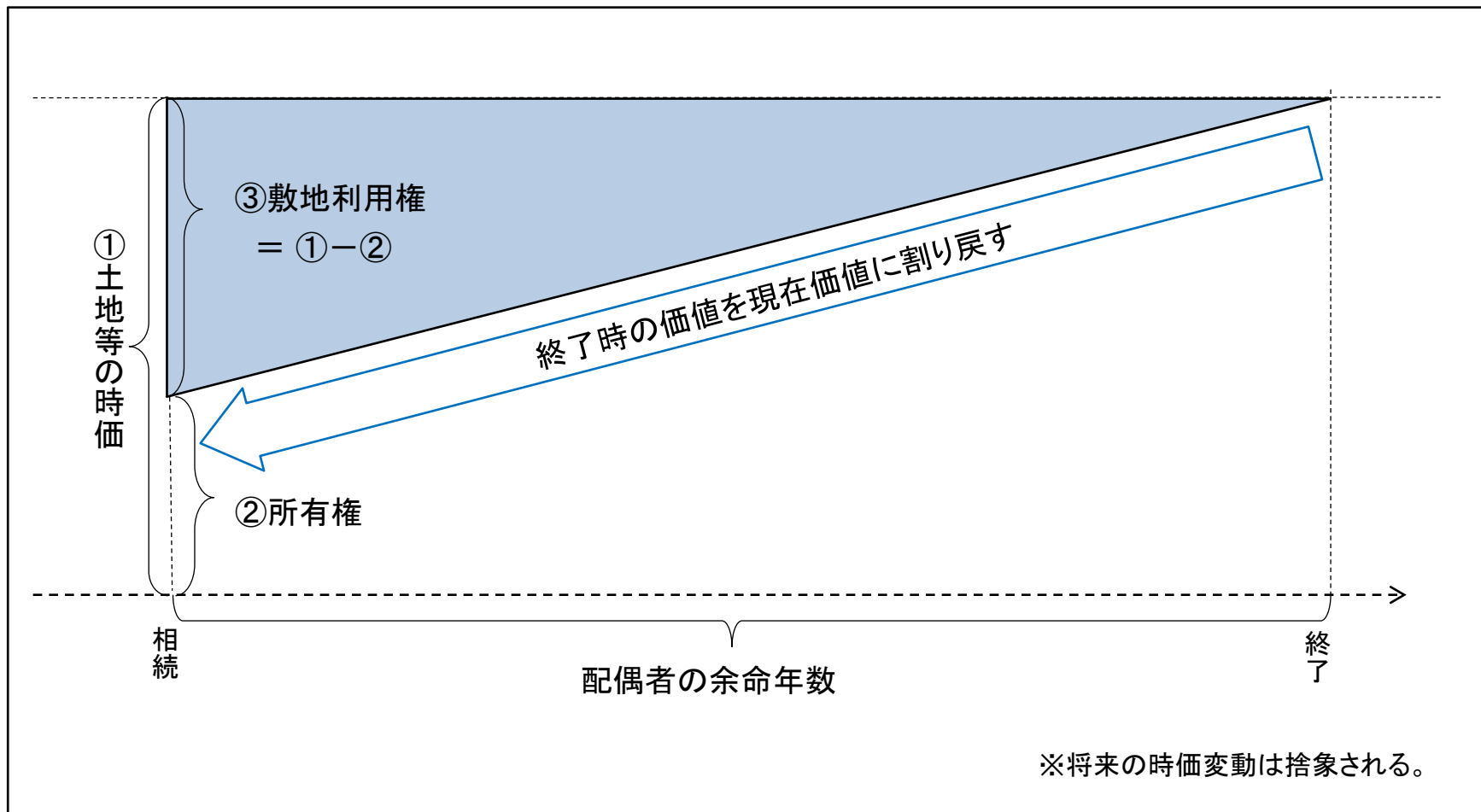


配偶者居住権が設定された建物の相続税法上の評価イメージ



(出所:財務省「令和元年度 税制改正の解説」498頁を基に作成)

配偶者居住権が設定された建物の敷地の相続税法上の評価イメージ



(出所: 財務省「令和元年度 税制改正の解説」501頁を基に作成)

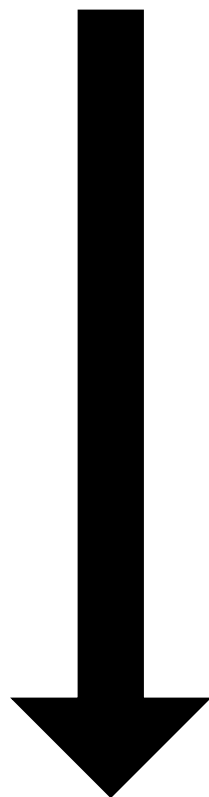
配偶者居住権との比較②

項目		配偶者居住権	収益受益権
設定方法		<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議 遺言 家庭裁判所の審判 	信託契約
消滅事由		死亡など	契約による
譲渡(贈与)		×	○
評価	根拠法	相続税法	財産評価基本通達
	評価方法	割引現在価値法 (間接評価)	割引現在価値法 (直接評価)
	期間	(原則)平均余命	契約による
	割引率	法定利率 (R5年3/31まで3%)	基準年利率 (R1年12月長期:0.05)

コロナ禍は相続・事業承継の好機

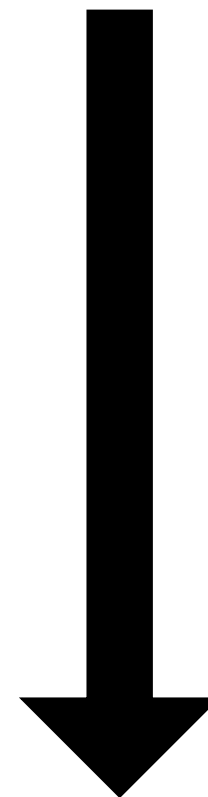
【類似業種比準価額】

- 類似業種の株価 ↓
- 利益 ↓
- 純資産 ↓
- 配当 ↓



【純資産価額】

- 有価証券 ↓
- 土地 ↓
- 借金 ↑



受益権複層化信託が向いているケース

- 過去に銀行融資でHDに株式を譲渡した
- 事業承継税制を利用しない・できない
- 多額の預金がある
- 会社に対し多額の貸付金がある（DESを失敗した事例あり）
- 議決権→後継者、 配当→非後継者 OR 公益財団へ寄付
（応用編：株式の受益権複層化）

企業オーナー・不動産オーナーなどのVIP顧客に対して、ワンランク上の資産承継提案から税務申告まで、資産税専門のタクトコンサルティングが強かにサポートいたします！

- 企業オーナーから資本政策の相談を受けているが、有効な提案ができないでいる。
- 資産家である顧客に対して、新たな切り口による相続対策、事業承継対策の提案をしたい。
- 高度な税務判断が求められる資産承継対策について、関係者との折衝をサポートして欲しい。
- 相続発生後の遺産分割、納税対策、相続税申告業務をサポートして欲しい。

企業オーナーや不動産オーナーといった資産家の資産承継対策を考える場合、相続税の軽減対策はもちろん、遺産分割対策や納税資金対策への目配りも重要です。資産税分野に特化したタクトコンサルティングのノウハウを活用することで、お客様に対して質の高い資産承継コンサルティングサービスを提供することができます。

相続・事業承継サポート

企業オーナーにとって、財産の大半が自社株式であることは珍しくありません。同様に、不動産オーナーの財産の大半は土地です。これらオーナーに複数の子供がいる場合、相続税の悩みだけではなく、財産をどのように分割・承継させるかについても頭の痛い話です。

このようなお客様に対して、顧問会計事務所、金融機関、コンサルティング会社、不動産会社等とタクトコンサルティングが提携し、親族内承継に係る組織再編手法、種類株式や納税猶予免除制度、さらに資産承継対策の新たなツールである信託や一般社団法人、資本政策、親族外承継に係るM&AやMBO、不動産の組替え対策等最適な資産承継の手法を提案、対策の実行から税務申告まで一貫したコンサルティングサービスのお手伝いをいたします。

入会金、月額会費は不要です。ご興味がある方は、弊社「情報企画部」までお問い合わせ下さい。

- 1 相続・事業承継サポートサービス
- 2 弊社編集の新刊書籍・冊子贈呈
- 3 弊社編集の冊子への事務所名入サービス(要実費負担)
- 4 弊社HPに提携事務所として貴社を掲載(了承する会計事務所のみ)
- 5 貴社HPに提携事務所として弊社を掲載(希望する会計事務所のみ)
- 6 クライアント向け共催セミナー開催に際し、講師料無料派遣(会計事務所限定)
(有料セミナー、地方開催の場合は要相談)

(注)入会金、月額会費は不要です。

商号	税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング 行政書士法人タクトコンサルティング
所在地	東京都千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル17F Tel. 03-5208-5400 Fax. 03-5208-5490 https://www.tactnet.com/

▶ 役員・顧問

氏名	株式会社	税理士法人
山田 毅志	代表取締役社長	代表社員
田中 陽	専務取締役	代表社員
玉越 賢治	取締役（会長）	代表社員
久保田 佳吾	取締役	代表社員
平松 慎矢	取締役	代表社員
本郷 尚	顧問	

▶ 従業員数・資格者数

	従業員数	45 名
資格者数	税理士	30 名
	公認会計士・税理士	7 名
	社会保険労務士	2 名
	不動産鑑定士合格者	2 名



税理士・公認会計士の専門家集団として、個人・法人に対する税務サービスを提供することは勿論のこと、税務・会計の領域を基盤として、現状分析、問題点の抽出、解決手法の立案・実行、税務調査対応という総合的コンサルティング業務を提供いたします。

全国約450の会計事務所等と提携し、お客様に対して最適な資産承継の手法を提案・対策の実行から税務申告まで一貫したコンサルティングサービスを提供しています。

▶ 業務内容

相続対策と相続税申告・国際資産税（国際相続）

円満相続（遺産分割）、納税資金確保、相続税の軽減、国際相続・贈与・譲渡等

事業承継対策

自己株（金庫株）・増資・減資等の資本政策、納税猶予・免除制度、種類株式、自社株信託等

資本政策コンサルティング

持株会社の活用、金庫株（自己株式の取得）、種類株式等による株主対策等

組織再編成コンサルティング

合併・会社分割・株式交換・株式移転・現物分配等

親族外承継(M&A、MBO)コンサルティング

企業の買収・合併・株式交換・事業譲渡等の企画立案、助言、仲介業務等

民事信託コンサルティング・商事信託媒介

信託契約、遺言信託、自己信託による信託スキームの構築、委託者、受託者、受益者に対するコンサルティング等

社団・財団法人コンサルティング

設立支援、相続・事業承継対策への活用、公益財団法人等に対する非課税寄付手続、組織再編等支援等

医療法人コンサルティング

開業、経営支援から事業承継・資産対策までの助言、プランニング等

マリンプロジェクト

船舶オーナー企業の資産税の問題解決、海外進出、船舶所有・運用の新スキームの考案等

【略歴】 高木 真哉（公認会計士・税理士）

株式会社 タクトコンサルティング
税理士法人タクトコンサルティング

TEL : 03 (5208) 5400 (代表) E-mail : takagi@tactnet.com

略 歴

平成15年	横浜市立大学商学部 卒業
平成19年	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社
平成22年	公認会計士登録
平成26年	タクトコンサルティング 入社
同年	税理士登録
平成27年	日本公認会計士協会東京会 税務第二委員会委員
平成28年	同上

主な著書・共著

「ポイント解説 新・事業承継税制Q&A」(日本法令 2018年)
「法務・税務のすべてが分かる!事業承継実務全書」(日本法令 2018年)
「不動産組換えの税務Q&A」(大蔵財務協会 2016年)
「子会社管理の法務・税務」(中央経済社 2015年)

資産税専門のタクトコンサルティングが提供する

税理士向け 相続・事業承継業務サポートプラン

- 企業オーナーから資本政策の相談を受けているが、有効な提案ができないでいる
- 資産家である顧客に対して、新たな切り口による相続対策、事業承継対策の提案をしたい
- 高度な税務判断が求められる資産承継対策について、税務当局との折衝をサポートして欲しい
- 相続発生後の遺産分割、納税対策、相続税申告業務をサポートして欲しい

■ タクトコンサルティングの相続・事業承継サポートプラン

企業オーナーにとって、財産の大半が自社株式であることは珍しくありません。同様に、不動産オーナーの財産の大半は土地です。これらオーナーに複数の子供がいる場合、相続税の悩みだけでなく、財産をどのように分割・承継させるかについても頭の痛い話です。

このようなお客様に対して、顧問会計事務所とタクトコンサルティングが提携し、相続・事業承継対策、国際相続、会社法を活用した資本政策、組織再編成、さらに資産承継対策の新たなツールである信託や社団・財団法人、親族外承継に係るM&AやMBO、不動産の組替え対策等、最適な資産承継の手法を提案、対策の実行から税務申告まで一貫したコンサルティングサービスのお手伝いをいたします。

■ 業務提携のメリット

- 1 相続・事業承継サポートサービス
- 2 弊社編集の新刊書籍・冊子贈呈
- 3 弊社編集の冊子への事務所名入サービス（要実費負担）
- 4 弊社HPに提携事務所として貴社を掲載（ご了承いただいた会計事務所のみ）
- 5 貴社HPに提携事務所として弊社を掲載（ご希望の会計事務所のみ）
- 6 クライアント向け共催セミナー開催に際し、講師料無料派遣（会計事務所限定）
（有料セミナー、地方開催の場合は要相談）

業務提携先事務所のうちご了承いただいた先については、弊社ホームページで紹介させて頂いております。

<https://www.tactnet.com/alliance/partner.html>

業務提携に当たり、入会金・月額費等の費用負担は一切ございません。

企業オーナー・不動産オーナー等VIP顧客向け相続・事業承継業務を、タクトコンサルティングが強力サポートします。

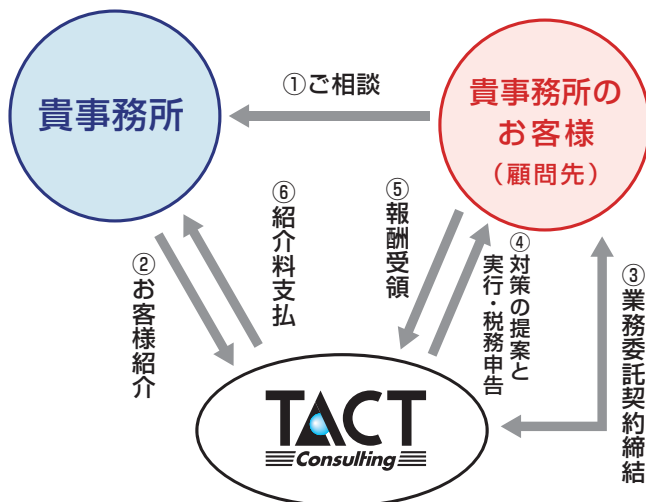
相続・事業承継サポートプランは、サポートプランは、次の2種類をご用意しています。

プラン1 紹介方式

貴事務所のお客様をご紹介いただき、案件成約後、報酬を受領した際にタクトコンサルティングから貴事務所に紹介料（報酬受領額*の20%相当額）をお支払します。

ご依頼いただいた業務は、タクトコンサルティングが全て対応します。

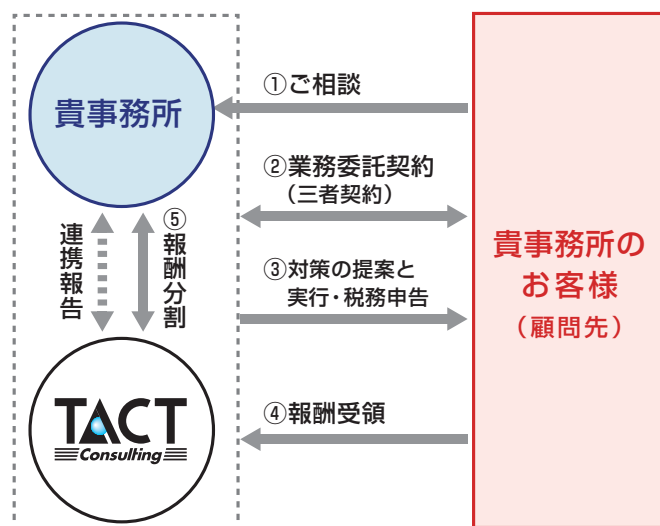
* 報酬額に貴事務所以外の第三者に支払う金額が含まれる場合は、当該支払額を控除した金額となります。



プラン2 共同受注方式

貴事務所とタクトコンサルティングが、貴事務所のお客様の案件を、三者契約*により共同受注します。貴事務所とタクトコンサルティングが担当する業務、報酬の分割方法等は、協議のうえ決定いたします。

* ご希望により、お客様と貴事務所、タクトコンサルティングが個別に契約を締結する方式（プラン3）も可能です。



**タクトコンサルティングは、ご紹介いただいた案件のみを担当します。
貴事務所とお客様の間の顧問契約の継続を遵守しますので、ご安心ください。**

サポートプランにお申し込みの先生は、HPまたは下欄に記入の上 FAX からお申込みください。折り返し弊社から「業務提携に関する基本契約書」と新刊を送付させていただきます。なお、HP からのお申込みは、新刊の他に書籍もしくは冊子を追加で贈呈致します。

HP : <https://www.tactnet.com/contact/>

FAX : 03-5208-5490

貴事務所名

住所 〒

TEL. ()

代表者のお名前

担当者のお名前

メールアドレス @

お問い合わせ先 税理士法人タクトコンサルティング

☎ 03-5208-5400 (担当: 山崎)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル 17F (20200915KACHIEL: 高木真哉)

Web サイト <https://www.tactnet.com/> E-mail info@tactnet.com

TACT
Consulting

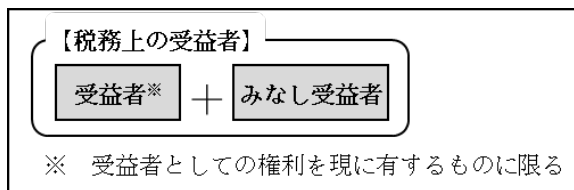
税務上のみなし受益者（特定委託者）とは

1. 信託の課税の原則（効力発生時）

信託の効力発生時において、委託者と受益者が同じ信託（自益信託）の場合には、信託の前後で実質的な財産の所有者に変更がないため課税関係は生じませんが、委託者と受益者が異なる信託（他益信託）の場合には、信託の前後で実質的な財産の所有者が委託者から受益者に変更となるため、適正対価の有無等に応じて、一定の課税関係が生じます（相法 9 の 2①他）。

2. 受益者

信託法上、「受益権を有する者」のことを受益者といえます。一方、税務上は下図のとおり、「受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）」と「みなし受益者」が受益者です（信法 2⑥、所法 13②、法法 12②、相法 9 の 2①）。



「受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）」は、文字どおり、判定時点で受益権を行使することができるかどうかで判断します。すなわち、信託行為で受益者と定められていたとしても停止条件が付されていてまだその権利を有していない者や帰属権利者は原則的には対象外です（相基通 9 の 2-1）。これらの者は、実際に財産価値をもらえるかどうかわかりませんし、もらえる場合もいくらもらえるのか信託設定時にはわかりませんので、「実際にその権利を有することとなったときにはじめて課税しますよ、それまでは基本的には課税しませんよ」ということになっています（ただし、これらの者であっても、信託の変更権限を有する場合には、みなし受益者に該当する可能性があります（下記 3. (2)参照））。

3. みなし受益者

税務上、次に掲げる者（受益者を除く）は、原則として受益者とみなされます（所得税法・法人税法では「みなし受益者」と、相続税法では「特定委託者」という。所法 13②、所令 52①③、所基通 13-8、法法 12②、法令 15①③、法基通 14-4-8、相法 9 の 2①⑤、相令 1 の 7①、相基通 9 の 2-2）。簡単に言い換えると、信託の変更に関与でき、かつ、信託から財産をもらえる可能性のある人は、その実質をみて、税務上の受益者とみなしましょうということになっています。

(1) 次の場合の委託者（信託の変更権限*を現に有し

ている場合に限る）

- ① 委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
 - ② 信託行為に残余財産受益者又は帰属権利者の指定に関する定めがない場合
 - ③ 残余財産受益者又は帰属権利者のすべてがその権利を放棄した場合
- (2) 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者で、信託の変更権限*を有する者

したがって、例えば、残余財産の帰属権利者について決めかねている場合には、注意して設計をしないと、意図せずに上記(1)②に該当し、委託者が税務上の受益者とみなされる可能性があります。

また、上記(2)に関し、受託者は基本的に信託の変更権限を有する者に該当することから、受託者が残余財産の帰属権利者であるような場合には、その実質をみて、受託者が税務上の受益者とみなされる可能性があります（所令 52②、法令 15②、相令 1 の 7②、信法 149①）。

※ 信託の目的に反しないことが明らかである場合に限っての軽微な変更権限を除く。

4. 受益者が 2 以上ある場合

税務上、受益者（みなし受益者を含む。以下、「受益者等」）が 2 以上ある場合には、信託財産に属する資産・負債の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものと、その信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者等にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとされます（法令 15④）。

5. 実質判断

上記 2. 及び 3. の定義を形式的にあてはめたとくろ受益者等に該当する者であっても、その権利の内容によってはその者に帰属させるべき資産・負債・収益・費用が限りなくゼロに近いとして、受益者等として取り扱われないこともあると考えられています（財務省「平成 19 年度税制改正の解説」295 頁）。

6. 最後に

受益者等に該当するかどうかは、上記 5. のとおりその実質により判断されると期待されるものの、形式的に該当していると課税の不安が残ります。予期せぬ課税を避けるため、残余財産の帰属権利者を委託者以外の者と定めたり、委託者や受託者兼帰属権利者の信託変更権限について別段の定めをしたりする等の検討が必要な場合もあると考えます。

（担当：宮田房枝）